

「神戸市人事給与システム再構築にかかる開発業務」落札者決定基準

1 落札者決定基準の概要

落札者の選定にあたっては、入札金額等の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札金額及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価一般競争入札」によって行う。

2 総合評価の方法

提案内容と入札金額をもとに技術点及び価格点を算出し、その合計点を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 技術点に1,500点、価格点に500点を配分し、総合評価点の満点を2,000点とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が複数ある場合は、技術点が高い者を落札者とする。ただし、技術点が同値の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札参加者が1者の場合でも当該入札は成立するものとする。

3 技術点

技術点は、提案書をもとに審査を行い、必要に応じて学識経験者の意見を聴いたうえで本市が決定する。

- (1) 配点は表1のとおりとする。

評価項目の小項目及び提案書に記載すべき内容は、別紙「提案評価項目」を参照のこと。

表1 評価項目と配点

項番	評価項目(中項目)	配点
1	提案者概要・実績等	150点
2	本業務の背景と目的	100点
3	本業務の内容	90点
4	機能要件(必須機能・任意機能)	250点
5	機能要件(帳票要件・EUC要件)	150点
6	非機能要件	50点
7	設計開発業務委託要件	230点
8	運用保守業務委託要件	230点
9	課題解決提案	150点
10	地元加算	100点
合計		1500点

- (2) 表1の項番1～3、5～9の評価点は各項目の配点(「提案評価項目」に満点を表示)に、表2のとおり評価による乗数を乗じて算出する。

表2 採点方法(項番1～3、5～9)

評価ランク	評価	乗数
A	非常に優れている	5/5
B	優れている	3/5
C	普通	2/5
D	劣っている	1/5
E	非常に劣っている／記述がない	0

- (3) 表1の項番4「機能要件(必須機能・任意機能)」は以下の方法で決定する。

機能要件一覧の対応可否への回答をもとに、重要度が「必須」の機能に対する配点を200点、重要度が「任意」の機能に対する配点を50点、合計250点として評価する。必須機能は表3、任意機能は表4の採点方法で仮評価点を導き、配点に得点率を乗算して評価点を求める。必須機能のうち、指定する重要機能については、評価ランク◎または○と回答した機能について当該機能が実現されていることを示す資料の提出により、仮評価点を2点加点する。任意機能については、評価ランク◎または○と回答した機能について当該機能が実現されていることを示す資料の提出により、仮評価点を1点加点する。

$$\begin{aligned}\text{必須機能の評価点} &= 200\text{点} \times \left(\frac{\text{必須機能の仮評価点の合計}}{\text{必須機能の仮評価点の満点}} \right) \\ \text{任意機能の評価点} &= 50\text{点} \times \left(\frac{\text{任意機能の仮評価点の合計}}{\text{任意機能の仮評価点の満点}} \right)\end{aligned}$$

表3 必須機能の採点方法(項番4)

回答内容	基準	仮評価点
◎	標準機能として実現可能(本調達において実装)	3(最大5点)
○	オプション機能として実現可能(本調達において実装前提)	3(最大5点)
△	カスタマイズ開発により実装(本調達において実装前提)	3
▲	システム実装は行わず、代替運用で対応	1
×	対応不可	失格

表4 任意機能の採点方法(項番4)

回答内容	基準	仮評価点
◎	標準機能として実現可能(本調達において実装)	4(最大5点)
○	オプション機能として実現可能(本調達において実装前提)	4(最大5点)
△	カスタマイズ開発により実装(本調達において実装前提)	3
▲	システム実装は行わず、代替運用で対応	1
×	対応不可	0

(4) 表1の項番10「地元加算」の評価点は、表4により決定する。

表4 採点方法(項番10)

評価ランク	評価	評価点
A	本社が神戸市内にあるとき	100
B	支社が神戸市内にあるとき	50
C	本社・支社が神戸市内にないとき	0

共同企業体で参加している場合は、共同企業体の代表を含むすべての構成員において評価を行い、Aのみで構成する場合はA、AとBまたはBのみで構成される場合はB、それ以外の場合はCとして評価する。

4 価格点

価格点は、入札金額により次のとおり算出する。

入札金額は令和8年度から令和12年度末までに必要な総額で入札すること。

$$\left(1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{上限金額(総額)}} \right) \times 500\text{点}$$

本調達にかかる上限金額は次のとおり(消費税及び地方消費税相当額を除く)。

総額、内訳いずれかの入札金額が上限金額を超過している場合は価格点を算出せず、失格とする。

総額	1,950,000千円
令和8年度	490,000千円
令和9～12年度	1,460,000千円

5 有効数字

技術点及び価格点の評価項目ごとに、小数点以下第2位の四捨五入により、小数点以下第1位まで算出する。